

●香川県監査委員公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年8月3日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	香 川 芳 文
同	森 裕 行

- 1 監査対象部局 危機管理総局
- 2 監査対象年度 平成29年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
消防学校	平成30年4月20日
危機管理課	平成30年5月24日
くらし安全安心課（消費生活センター）	平成30年5月30日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

前年度指導していたにもかかわらず、証紙関係証拠書類の編さんについて、表紙の証紙収入金額等の記載誤りや、袋とじの割印をしていないものがあつた。また、これについて自主検査で見過ごされていた。（危機管理課）

イ 物品について

前年度指導していたにもかかわらず、廃棄した備品について、不用品決定併兼廃棄処分伺書に払出出納通知済の確認がされていなかった。備品一覧表に物品取扱員による物品の照合検査を行った旨の記載がなく、物品の照合検査が行われていないものがあつた。また、これについて自主検査で見過ごされていた。（危機管理課）

(3) 検討指示事項

該当事項なし